業務及び財産の状況に関する説明書類

第2期　2023年3月1日から2023年9月30日まで

2023年10月31日作成（公衆縦覧の開始日）
監査法人名　Amaterasu有限責任監査法人
所在地　東京都渋谷区恵比寿二丁目28番7号
代表者　三島　圭史

一．業務の概況

1.　監査法人の目的及び沿革

（目的）

当法人は、次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

一　財務書類（電磁的記録を含む。）の監査又は証明の業務

二　監査の補助　等

（沿革）

2022年3月　Amaterasu監査法人設立登記完了。

2022年9月　有限責任監査法人へ移行し、「Amaterasu監査法人」から「Amaterasu有限責任監査法人」へと名称変更。

2.　無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

有限責任監査法人

3.　業務の内容

(1) 業務概要

金商法・会社法の監査証明業務等を行っています。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし。

(3) 監査証明業務の状況

※ 2023 年 9 月 30 日現在
（会計年度末日）

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	1 社	0 社
② 金商法監査		
③ 会社法監査	1 社	0 社
④ 学校法人監査		
⑤ 労働組合監査		
⑥ その他の法定監査		
⑦ その他の任意監査		
計	2 社	0 社

(4) 非監査証明業務の状況

該当事項なし。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

我々の使命は、独立性を堅持し、高品質のサービスを通じて、クライアントの皆様の成長と発展、そして公正な経済社会に少しでも貢献することです。この使命を全うするに、高度な専門能力と倫理感、専門知識だけに囚われない幅広い見識が必要であると考えており、常に自己研鑽に励み、公認会計士としての専門性や社会からの期待に応えることのできる法人でありたいと考えております。

② 経営管理に関する措置

当法人は経営意志決定機関である社員会において、重要事項の意思決定を行っております。また、業務執行の適正を確保するため、規程・マニュアル等を整備しております。

③ 法令遵守に関する措置

公認会計士法、金融商品取引法、会社法、日本公認会計士協会が公表する会則等を遵守するため、当法人は会議や研修等を通じて周知徹底を図っております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

ア. 職業倫理

当法人及び専門要員が関連する職業倫理（独立性を含む）を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

イ. 独立性

当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定の時期に独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理委員会研究報告第１号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査し、提出を求めております。

② 業務に係る契約の締結及び更新

全ての監査契約の新規の締結及び更新について、関与先の誠実性、不正リスク、業務を実施するための適性、能力及び人的資源を有しているかを総合的に評価した上で、社員会にて承認を行っております。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、担当している職務内容、能力、業績、品質管理への貢献等を総合的に勘案し、社員会で決定しております。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

全ての専門要員が日本公認会計士協会会則で定める必要な単位数を履修していることを確かめております。また、監査業務において、重要な研修（当年度の基準等の改訂（会計・監査・税務・法令等）、インサイダー取引規制や独立性、その他コンプライアンスや情報セキュリティに関する研修等）を指定し、受講を義務づけております。

ウ. その他

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、

必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、採用、適性及び能力、評価、報酬及び昇進等の人事に関する方針及び手続を定めております。

④ 業務の実施及びその審査

ア．専門的な見解の問合せ

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施するための方針及び手続を定めております。当該事項に直面した場合には監査責任者は審査担当者と事前に相談することとし、必要に応じて、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせを行うことにしております。

イ．監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を定めております。監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行できないこととしております。

ウ．監査証明業務に係る審査

全ての監査業務について監査計画並びに監査意見の形成のための監査業務に係る審査を行っております。当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降としております。審査担当者は、必要な知識、経験、能力、職位、客観性、独立性等を考慮して適格性を検討した上で、選任しております。

エ．監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理及び監査調書の保存や廃棄に関する方針及び手続を定めております。監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめており、最終的な整理を完了する期限は監査報告書日から 60 日以内としております。監査ファイルの最終的な整理の完了後に監査調書の変更又は追加する場合には、履歴を明確に記録することとしております。

⑤ 業務の品質の管理の監視に関する措置

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定め、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施しております。

⑥ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

当法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準報告書第１号「監査事務所における品質管理」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」に準拠して、当法人における品質管理に関する方針及び手続を定めております。品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負う品質管理担当責任者を選任し、総括代表社員が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の社員は全て公認会計士であり、特定社員はおりません。また、監査責任者以外の者が特定の監査業務の執行に不当な影響を及ぼすことのないように留意しております。

(4) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の９の２第１項の規定による調査（品質管理レビュー））を受けた年月

2023 年 10 月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当期において、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを総括代表社員が確認しております。

5.　公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当事項なし。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項なし。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項なし。

6.　外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項なし。

(2) 提携を開始した年月

該当事項なし。

(3) 業務上の提携の内容

該当事項なし。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項なし。

二. 社員の概要

1.　社員の数

公認会計士	特定社員	合計
5人	0人	5人

2.　重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	重要な意思決定	5人	0人	5人

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
本部	東京都渋谷区恵比寿二丁目28番7号	5人	0人	5人	1人

四．監査法人の組織の概要

すべての社員を構成員とする社員会を最高意思決定機関として設けており、法人内組織上は最高経営責任者として総括代表社員を1名選任しております。

各社員は、品質管理担当責任者、審査担当、ITセキュリティ担当、総務・経理担当、業務管理担当、人材育成・研修・広報担当のいずれか1つ以上を担当しております。

五．財産の概況

1．売上高の総額

（単位：千円）

	第1年度 2022年3月1日～ 2023年2月28日	第2年度 2023年3月1日～ 2023年9月30日
売上高	12,925	53,152
監査証明業務	12,925	53,152
非監査証明業務	-	-
合　計	12,925	53,152

2．直近の二会計年度の計算書類

※ 添付を参照。

3．2．に掲げる計算書類に係る監査報告書

有限責任監査法人で収益１０億円未満のため、該当なし。

4.　供託金等の額

（単位：円）

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	12,000,000 円
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）	12,000,000 円
保証委託契約の契約金額	
有限責任監査法人責任保険契約のてん補限度額（１事故／期間中）	

六．被監査会社等（大会社等に限る）の名称

大会社等の被監査会社等は該当なし。

計算書類

第２期

自　2023 年３月 1 日

至　2023 年９月 30 日

Amaterasu 有限責任監査法人

貸借対照表

（単位：円）

科目	前会計年度 （2023年2月28日）	当会計年度 （2023年9月30日）	科目	前会計年度 （2023年2月28日）	当会計年度 （2023年9月30日）
資産の部			負債の部		
流動資産	9,285,008	7,183,239	流動負債	29,879,437	8,354,364
現金及び預金	9,050,976	7,179,219	未払金	3,557,572	3,334,499
立替金	31,448	4,020	未払法人税等	64,100	40,800
未収入金	202,584	－	前受金	25,247,720	3,822,500
			預り金	1,010,045	1,156,565
固定資産	12,000,000	12,000,000	固定負債	6,100,000	5,100,000
投資その他の資産	12,000,000	12,000,000	預り保証金	6,100,000	5,100,000
差入保証金	12,000,000	12,000,000	負債合計	35,979,437	13,454,364
			純資産の部		
			社員資本	△14,694,429	5,728,875
			資本金	6,000,000	6,000,000
			利益剰余金	△20,694,429	△271,125
			その他利益剰余金	△20,694,429	△271,125
			繰越利益剰余金	△20,694,429	△271,125
			純資産合計	△14,694,429	5,728,875
資産合計	21,285,008	19,183,239	負債及び純資産合計	21,285,008	19,183,239

損益計算書

（単位：円）

科目	前会計年度 自 2022 年３月 18 日 至 2023 年２月 28 日		当会計年度 自 2023 年３月１日 至 2023 年９月 30 日	
業務収入		12,925,000		53,152,101
業務費用		33,555,374		32,688,034
営業利益又は営業損失（△）		△20,630,374		20,464,067
営業外収益				
受取利息	45	45	37	37
経常利益又は経常損失（△）		△20,630,329		20,464,104
税引前当期純利益又税引前当期純損失（△）		△20,630,329		20,464,104
法人税、住民税及び事業税		64,100		40,800
当期純利益又は当期純損失（△）		△20,694,429		20,423,304

社員資本等変動計算書

前会計年度（　自 2022 年３月 18 日　至 2023 年２月 28 日）

（単位：円）

	社員資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		社員資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金		
		繰越利益剰余金	合計		
当期首残高	－	－	－	－	－
当期変動額					
社員出資金増加	6,000,000	－	－	6,000,000	6,000,000
当期純損失	－	△20,694,429	△20,694,429	△20,694,429	△20,700,329
社員資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	6,000,000	△20,694,429	△20,694,429	△14,694,429	△14,694,429
当期末残高	6,000,000	△20,694,429	△20,694,429	△14,694,429	△14,694,429

当会計年度（　自 2023 年３月１日　至 2023 年９月 30 日）

（単位：円）

	社員資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		社員資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金		
		繰越利益剰余金	合計		
当期首残高	6,000,000	△20,694,429	△20,694,429	△14,694,429	△14,694,429
当期変動額					
当期純利益	－	20,423,304	20,423,304	20,423,304	20,423,304
社員資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	20,423,304	20,423,304	20,423,304	20,423,304
当期末残高	6,000,000	△271,125	△271,125	5,728,875	5,728,875

注記表

前会計年度 自 2022 年３月 18 日 至 2023 年２月 28 日	当会計年度 自 2023 年３月１日 至 2023 年９月 30 日
当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成している。 Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 １．収益及び費用の計上基準 (1)業務収入の計上基準 監査業務における履行義務は、業務の提供に応じて一定の期間にわたり充足されると判断している。そのため、監査業務の収益は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に基づき認識している。 ２．その他計算書類の作成のための基本となる重要事項 (1)消費税等の会計処理 税込方式によっている。 Ⅱ 損益計算書に関する注記 １．業務収入の内訳 (1)監査収入 12,295,000 円 (2)非監査収入 0 円	当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成している。 Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 １．収益及び費用の計上基準 (1)業務収入の計上基準 監査業務における履行義務は、業務の提供に応じて一定の期間にわたり充足されると判断している。そのため、監査業務の収益は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に基づき認識している。 ２．その他計算書類の作成のための基本となる重要事項 (1)消費税等の会計処理 税込方式によっている。 Ⅱ 損益計算書に関する注記 １．業務収入の内訳 (1)監査収入 53,152,101 円 (2)非監査収入 0 円

附属明細書

1.　業務費用の明細

（単位：円）

科目	前会計年度 自 2022 年３月 18 日 至 2023 年２月 28 日	当会計年度 自 2023 年３月１日 至 2023 年９月 30 日
役員報酬	21,300,000	17,800,000
給料手当	8,000,000	7,000,000
法定福利費	3,459,509	3,309,324
外注費	－	3,245,000
旅費交通費	375,786	692,930
通信費	60,420	36,335
消耗品費	16,593	400
諸会費	213,500	479,000
支払手数料	67,604	3,545
地代家賃	－	121,000
租税公課	61,962	500
計	33,555,374	32,688,034